

九州短期大学共創プラットフォームの組織に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州短期大学共創プラットフォーム（以下「JC-Link という。」）協定書（令和7年3月25日締結。以下「協定書」という。）第2条の規定に基づき、JC-Link の連携校、協力機関及び外部参画機関（以下「参画機関」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(参画機関の定義)

第2条 JC-Link を構成する各機関の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 連携校 協定書の目的に賛同する九州内の短期大学をいう。
- (2) 協力機関 協定書の目的に賛同する、九州内の短期大学を除く高等教育機関をいう。
- (3) 外部参画機関 JC-Link の事業を支援する、前2号以外の機関でJC-Link 統括委員会（以下「統括委員会」という。）が認めた企業、地方公共団体、公益法人及びその他の団体をいう。

(参画)

第3条 新たに JC-Link に参画するには、別紙「九州短期大学共創プラットフォーム参画意思表明書」を JC-Link へ提出し、統括委員会の承認を得なければならない。

(会費)

第4条 参画機関は、協定書第3条に掲げる活動に資するため会費を支払わなければならない。

2 会費の額及び徴収方法等会費について必要な事項は、統括委員会の議を経て、別に定める。

(資格の喪失)

第5条 参画機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。

(退会)

第6条 参画機関が退会するときは、統括委員会の承認を得なければならない。

2 参画機関は、一会計年度の途中において退会したときも、当該年度の会費を納入しなければならない。

3 参画機関が退会したときは、JC-Link に対する一切の権利を失うものとする。

(除名)

第7条 統括委員会は、参画機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該委員会の議を経て、除名することができる。

- (1) JC-Link の名誉を傷つけ、又は JC-Link の目的に違反する行為があったとき。
- (2) JC-Link の参画機関としての義務に違反したとき。
- (3) 会費を2年以上滞納したとき。

2 統括委員会は、参画機関を除名するに当たっては、当該委員会において弁明の機会を与えないならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、組織に関し必要な事項は、統括委員会が別に定める。

附 則 この規程は、令和7年9月24日から施行し、令和7年3月25日から適用する。

九州短期大学共創プラットフォームの会費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州短期大学共創プラットフォームの組織に関する規程（令和7年9月24日制定）第4条第2項の規定に基づき九州短期大学共創プラットフォーム（以下「JC-Link」という。）の会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 JC-Link の会費は年額とし、参画機関の区分に応じ、次に掲げるとおりとする。

- (1) 連携校 当該年度の事業計画等に基づき九州短期大学共創プラットフォーム統括委員会（以下「統括委員会」という。）が定めた拠出金とする。
- (2) 協力機関 協力機関と統括委員会との協議によって決める。
- (3) 外部参画機関 1口 10,000 円とし、1口以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、統括委員会が認めた場合は、会費を徴収しないことがある。

(会費の納入方法)

第3条 JC-Link の会費は、原則として当該年度の5月31日までに納入するものとする。

2 年度途中に参画する機関は、参画する日に会費を納入するものとする。

(会費の不返還)

第4条 すでに納入した会費は、返還しない。

(会費の使途)

第5条 第2条に規定する会費の使途は、JC-Link の運営、活動に充てるものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃については、統括委員会で審議する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、統括委員会が別に定める。

附 則 この規程は、令和7年9月24日から施行し、令和7年3月25日から適用する。